

別表

無形民俗文化財等撮影業務審査項目及び評価内容

- 1 審査項目、評価内容及び各項目の配点は次のとおりとし、各選考委員（5名）が採点する。
- 2 審査項目ごとの評価点数の総和をもって、企画提案者ごとの評価点数を決定し企画提案者の評価点数の多いものから順に、選考委員ごとの順位をつける。
- 3 全企画提案者の中で、各選考委員がつけた1位の数が最も多かったものを契約交渉者として選定する。なお、1位のものが同数の場合は、審査委員会で審議の上、契約交渉者を選定する。
- 4 基準点は、審査員採点の平均60点とする。

審査項目		評価内容	配点
1	業務内容の理解度	業務目的、業務内容について十分に理解しているか。	10
2	提案内容の優良性	提案内容に具体性、妥当性、実現可能性があり、優れているか。	20
3	提案内容の独創性	独自の発想に基づく提案内容が含まれているか。	20
4	業務内容の確実性	過去に類似の業務で良好な実績をあげているか、同等の成果が期待できるか。	10
5	業務遂行の安定性	委託業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュール等の業務環境となっているか。	10
6	業務成果の中立性	適正公平な業務成果を示すことができるか。	5
7	必要経費	業務内容に見合った適切な経費であるか。	10
8	専門的知識	業務を遂行するために必要な専門的知識を有しているか。	15
合 計			100

【選考委員】

選考委員は、次の5名の職を有する者をもって充てる。

所 属	職 名	備 考
県民生活部	次長兼県民文化課長	選考委員長
県民生活部 県民文化課	総務主幹	
県民生活部 県民文化課	主幹兼課長補佐（総括）	
博物館	副館長兼管理部長	
教育委員会事務局 文化財課	課長補佐（総括）	